

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領の運用について

	令和3年7月30日
	3 林 第 420 号
一部改正	令和4年9月30日
	4 林 第 464 号
一部改正	令和5年6月6日
	5 林 第 331 号
一部改正	令和8年7月14日
	8 林 第 467 号

1 趣旨

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）の実施については、豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）及びひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領（令和3年7月28日付け3林第416号農林水産部長通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

2 書類の受付

京都府広域振興局、京都林務事務所の長（以下「振興局等の長」という。）は所管する区域において、また、林業振興課長（以下「課長」という。）は京都府外において、交付対象事業を実施する者から要領に規定する書類の提出があったときは、要領に規定する添付書類及び提出された書類の記載事項の確認を行い、不備がある場合は書類の補正について指導するものとする。

3 事業申込書

- (1) 要領第6の知事が別に定める期間とは、2月1日から12月末日までとする。
- (2) 振興局等の長又は課長は、事業申込書に不備がない場合は受付印を押印し、その写しを申込者へ送付するものとする。

4 交付申請書

- (1) 要領第8に規定する知事が別に定める期間とは、事業申込書が受け付けられた年度又はその翌年度であって、交付申請をしようとする年度の4月1日から2月末日までとする。ただし、申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、この期間内であっても、受付を停止するものとする。
- (2) 要領の別表1に規定するその他知事が別に定める方法とは、次に掲げるいずれかの方法又は同等以上の普及及び啓発内容と認められるものとする。
 - ア 申請をしようとする者が管理するホームページで交付対象建築物が府内産木材を使用した建築物であることを掲載すること。
 - イ 交付対象建築物の完成見学会等を実施し、府内産木材を使用している建築物であることを説明すること。
 - ウ 交付対象建築物が府内産木材を使用した建築物であることを記載したチラシ等を配布すること。

5 実施状況報告

- (1) 振興局等の長は、第1号様式により、事業の実施状況を取りまとめの上、毎月末現在の実施状況を翌月の5日までに、農林水産部長（以下「部長」という。）あて報告するものとする。
- (2) 部長は、(1)の報告に基づき、振興局等の長に予算の範囲内で配当を行うものとする。

6 完成検査

- (1) 振興局等の長又は課長は、要領第8の申請書の提出があったときは、遅滞なく職員に完成検査を実施させるものとする。
- (2) 完成検査の結果を第2号様式により、振興局等の職員は振興局等の長あて、林業振興課の職員は部長あて報告しなければならない。

7 交付決定及び額の確定

振興局等の長又は課長は、申請書に基づき前条に規定する完成検査の結果、補助金の交付が妥当と認めたときには、第3号様式により申請者に補助金の交付決定及び額の確定通知を行う

ものとする。

8 変更及び辞退

- (1) 要領第 7 第 1 項に規定する変更事業申込書が提出され、内容に不備がない場合は、振興局等の長又は課長は受付印を押印し、写しを申請者へ返却する。
- (2) 要領第 7 第 2 項に規定する辞退届の提出があり、内容に不備がない場合は、振興局等の長又は課長は受付印を押印し、写しを申請者へ返却する。

附 則

- 1 この運用は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。
- 2 令和 3 年度において、3 の(1)に規定する期間の開始は 8 月 10 日とする。
- 3 令和 3 年度において、4 に規定する期間の開始は 10 月 10 日とする。

附 則

この運用は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 5 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 8 年 7 月 14 日から施行する。